

開発行為の工事完了の検査が必要です。

開発行為の工事が完了したときは、工事完了届書を提出して完了検査を受け、検査済証の交付を受けなければなりません。

都市計画法（抄）

（工事完了の検査）

第三十六条 開発許可を受けた者は、当該開発区域（略）の全部について当該開発行為に関する工事（略）を完了したときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 都市計画法（以下「法」という。）第37条の規定により、法第29条の規定に基づく開発許可を受けた開発区域内の土地においては、開発行為の工事完了の検査を受け、完了公告がなされるまでは、原則として建築物等の建築が禁止されています。
- 検査済証の交付を受けていない場合は、将来の増改築、用途の変更の際に支障が生じることがあります。

※申請者用のリーフレットについては、必ず申請者に必要な手続きについて説明の上、手渡しをしてください。

完了検査前に再度確認してください！

- 境界杭は、移動しない堅固なものが設置されているか
 - 測量図と現地があっているか
 - 構造物が境界の外に出ていないか
 - 構造物は許可どおりに施工されているか
 - 計画地盤の高さと現地があっているか
 - 構造物にクラック（ひび割れ）等がないか
 - 給排水計画図と現地があっているか
 - 雨水浸透柵の施工は適切か
 - 建築物の計画変更はないか
 - その他
- 土地利用計画図と現地が異なる場合は、変更許可や変更届が必要となる場合がありますので、完了検査前にご相談下さい。（※内容によっては、図面の提出で済む場合もあります。

◇不明な点は、管轄する処分庁にお問い合わせください。

◇開発工事の工事完了届出書は、開発区域の市町村に提出してください。